

福祉サービス第三者評価事業における守秘義務及び倫理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人よこはま地域福祉研修センター（以下「センター」という）が、福祉サービス第三者評価事業（以下「本事業」という）を実施するにあたり、遵守すべき守秘義務及び倫理を定めることにより、本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

(公平公正性の確保)

第2条 センターは、事業者または利用者等に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公平公正性をもって評価を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(情報の持ち出し禁止及び評価機関・評価調査者の守秘義務)

第3条 センターが収集する情報は、評価実施に必要な最小限の情報とし、評価以外の目的には使用してはならない。

- 2 センターは、評価を実施する上で知り得た事業者及び利用者等に関する情報を、第三者に漏洩してはならない。
- 3 前項に定める守秘義務は、サービス事業者との契約終了後、及び本事業に従事する者がその職を退いた後も同様とする。

(情報の管理義務)

第4条 本事業において実施し、回答された各種調査票等は、これを外部に漏洩することがないように、速やかかつ確実に破棄するものとする。

- 2 事業終了後の報告書の管理については、秘扱いとし、適切に管理するものとする。

(サービス利用者及びその家族の人権の尊重)

第5条 本事業の実施中（事前及び事後を含む）、対応する利用者及びその家族の人権については、十分尊重するものとする。

(利用者及びその家族に調査協力の強要の禁止)

第6条 本事業の実施にあたっては、利用者及びその家族に対して、調査への協力を強要してはならない。

(調査の際、虐待等の事実を確認したときの通報義務)

第7条 第2条第2項に拘らず、明らかな法令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している等があった場合には、監督行政機関等に事業者や利用者等に関する状況等の情報を提供しなければならない。

(苦情への対応)

第8条 本事業の実施に関するサービス事業者や利用者等からの苦情については、本事業苦情相談係において速やかかつ適切に対応を図ることとする。

- 2 前項に定める苦情への対応については、サービス事業者及び利用者等に予め周知することとする。

(その他)

第9条 本事業の実施における倫理及び個人情報の保護に関して、本規程に定めのない事項については、センター個人情報保護規程による。